

別表 2

神戸市保育標準時間内延長保育の利用料（月額）											
各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）（ ）内は保育短時間認定における額							
				3歳未満児			3歳以上児				
階層区分	定 義		扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0			0				
B	A階層を除き、 当該年度市町村民税（特別区民税を含む。）額の区分が次の区分に該当する世帯 （なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する）	市町村民税非課税世帯	注 1	0			0				
B＊											
C		所得割課税額 48,600円未満 である世帯		100	100	0	200	100			
C＊				0	0		0	0			
D 1		所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯		300	200		300	100			
D 1＊				0	0		0	0			
D 2＃		所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯		400	200		400	200			
D 2＊＊				0	0		0	0			
D 2		所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯		400	200		400	200			
D 3＃		所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯		600	300		500	200			
D 3	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯										
D 4	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯	800	400	1,300	600						
D 5	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	1,100	500	2,500	1,200						
D 6	所得割課税額 397,000円以上である世帯										
注 1 B，C，D 1 又は D 2（所得割課税額77,100円以下の世帯に限る）階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等の場合、階層区分に「＊」と追記される。											
注 2 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とする。											